

第3期 中野区障害者自立支援協議会議事要録

部会名	自立支援協議会（全体会）	回	第12回
日時	2014年 3月19日（水）	13時30分	～ 15時50分
会場	中野区役所7階 第9会議室		
検討内容			
1 会長あいさつ			
<p>障害者権利条約が批准され、あらめて目を通してみると非常に価値のある条約であると感じている。法の前の平等が前提になっており、教育、生活、労働等あらゆる場面での平等、人権について触れられている。今後、国内の制度、施策に対する影響について注視していきたい。</p>			
2 相談支援機関会議報告（事務局より報告）			
① 第18回（1月30日開催）の事例総数は23件。その中から2件全体会に報告。			
<p>1件目は、夜間の重度訪問介護（夜間）のサービスの不足から、必要なサービスの手配が出来ず、虐待に陥りやすい状況にあるケースが報告された。その後、介護保険上乗せの重度訪問介護サービスを行うことで一定の改善がみられ、夜間の事業者も見つかった。</p>			
<p>2件目は、入院中の精神障害者の地域移行について、本人がグループホーム（以下GHという。）を希望していても、家族の同意が得られず対応方法が課題となっているケースの報告。</p>			
② 平成25年度相談支援機関会議の概要について			
<p>今年度の報告事例は270～280ケースとなる見込み。昨年度より倍近く増加している。</p>			
3 各部会報告			
(1) 相談支援部会（副部長より報告）			
平成25年度活動報告			
(テーマ1) 個別ケースの課題検討について			
<p>医療的ケアが必要な子どもを持つ保護者の体験談を基に検討を行った。現実に関心しているのかを知る事ができた。</p>			
(テーマ2) 相談支援を検討していく上で、必要な知識の習得（勉強会）について			
<p>地域生活支援部会との合同研修会「共に暮らすはじめの一步」を開催した。地域の社会資源を知る良い機会になり、多くの方との交流の場となった。</p>			
(テーマ3) 相談窓口紹介パンフレットについて			
<p>区内相談窓口を周知する目的で、4事業所を紹介するパンフレットを現在作成中。完成後は区のホームページ（以下HPという）に掲載しPRしていく。紙のパンフレットの配布も検討。</p>			
<意見交換概要>			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画相談の進捗状況について知りたい。 → 区担当者より、居宅サービスを中心に進めており、来年度は通所サービスも進めていく予定。 ・ 計画相談作成に関わっているが、質を確保するには時間がかかる。相談支援専門員の育成と人員確保が必要だと思う。 ・ 就労継続B型事業所と相談支援事業所とは更新の手続きの際しか関わりがない。利用者とも以前の地区担保健師のような関わりがなく、更新のためにいるような印象を受ける。更新と計画相談以外の相談窓口業務まで行えるのか不安に思う。 			

(様式1)

- ・ 計画相談は1件18時間かかると言われているが、単価が低く採算が合わない。また、モニタリング期間が設定されているが、精神障害者の場合、不安定な時に支援できるよう必要に応じてモニタリングの給付が受けられるようにしてほしい。

(2) 地域生活支援部会（部会長より報告）

① 部会報告

第16回（1月14日開催）では、緊急時利用可能施設について利用者側と提供側との意見交換を行った。第17回（2月18日開催）では、関口副部会長より、障害者権利条約について説明と解説を受け、意見交換を行った。緊急時利用可能施設の調査・研究の進め方についても検討を行った。第18回（3月11日開催）では、緊急一時保護と短期入所の違いについて中野区障害福祉分野障害者施設担当から説明を受けた。意見交換では、部会の名称について「地域移行」を入れられないかという意見と、部会構成についても、地域課題の変化に合わせた部会構成になるよう検討してほしいという意見が出た。自治体により部会構成、課題が異なるので参考になる。

② 25年度活動報告

（課題1）緊急時に利用できるサービスの充実

緊急時利用可能施設の見学を実施し調査票を作成。施設についての理解が深まった。

（課題3）地域生活のための住宅の確保

6月11日に大家さんセミナーを開催し、不動産関係者にGHに興味を持っていただけた。

（課題4）地域生活に向けた意識改革（啓発）

11月20日に相談支援部会との合同学習会「共に暮らす～はじめの一步」を開催し、当事者・家族と町会・民生児童委員等との相互理解の場として定着してきた。

<意見交換概要>

- ・ 大家さんセミナーについては、次年度へ引き継ぎ、年に1回開催していけるとよい。去年、不動産関係者から照会があったが具体化できなかった。GH設置の実績が作れるとよい。
- ・ 部会の名称について、「地域移行支援部会」とすると課題が限られてしまうのではないか。
- ・ 相談支援部会においても、地域・相談・就労の部会の役割が明確でないと意見が出た。部会名称やそれぞれの部会の役割を検討する必要があるのではないか。
- ・ 福祉的給付を受けない人、一般相談についても相談支援部会で議論してほしい。
- ・ 当事者部会を組織できるといい。

(3) 就労支援部会（部会長より報告）

25年度活動報告

今年度の検討テーマは一般就労の推進について及び区内施設の工賃アップについての2つ。

（課題1）障害者の就労（雇用）促進について

なかの障害者就労支援ネットワーク（雇用就労部会）での取組みを通じ、「雇用啓発セミナー」を3回開催。好評であったため今後もセミナー等を開催し啓発活動に取り組んでいきたい。また、中野区でも他区で実績のある「チャレンジ雇用」のような場を作れないか検討の必要がある。

（課題2）発達障害のある方の就労支援について

9月に世田谷区発達障害者支援事業「ゆに（UNI）」の見学会を実施。子どもから大人まで一

(様式1)

貫した専門相談窓口を持ち発達障害に特化した取組みが行われている。中野区内でも発達障害に特化した専門窓口や支援機関が必要ではないか。

(課題3) 障害者優先調達推進法の施行について

大量発注を受けた際に取りまとめるのが難しい。共同で仕事を引き受けられる仕組み作りの検討が必要。また、企業向け周知用チラシを配布し営業・啓蒙活動していく。

(課題4) 共同受注(区事業)の取組について

平成25年度1月末時点での受注額と仲介額をあわせると870万円を超え、昨年度を大きく上回る受注額となる見込み。時限的事業であったが、26年度も事業が実施されることとなり、受注開拓員がすべき業務と障害者就労施設がすべき業務の切り分けが必要である。

<意見交換概要>

- ・ チャレンジ雇用は国の事業がベースになっていて東京都、市区町村でも実施されている。3か年の時限付き。一般就労に向けて職場経験を積むことができる。
 - ・ ハローワークより、企業約120社を対象とした障害者雇用のセミナーを4月・5月に実施する。精神障害者の雇用推進はハローワークでも大きなテーマになっている。採用後の定着支援も強化していきたい。
 - ・ 第3期障害者基本計画において別表に現状の数値と目標数値示されているが、一般就労が全てと捉えられるような書き方には抵抗がある。継続して施設で働いていく人たちの労働者性をどう担保するのか、働く権利をどう認めていくのかは課題の一つであると思う。
 - ・ 共同受注事業について、施設の関わり方としては待ちの体制(受けるだけの体制)ではなく、受注開拓員の役割を施設全体で連携協力して引き継いでいく事も必要ではないか。自力でやっていける仕組みを地域の中で作っていく事が課題となる。
- 小規模作業所では、自ら仕事を取って自立するのは諸経費を考えると難しい。もう少し事業を継続してもらいたい。
- ・ 優先調達推進法について、納期、物量の問題は施設の連携だけでは対応できない。また、施設が仕事を受けて生産可能な施設へ外注をするという仲介事業をできないか。

4 事業者連絡会報告(各連絡会担当委員より報告)

(1) 居宅系事業者連絡会報告

① 25年度活動報告

7月18日の連絡会では、計画相談支援及び障害者総合支援法について、区担当者より説明を受けた。

11月15日には合同研修会「リスクマネジメントについて」を開催した。大変好評であったため次年度以降も継続していきたい。

2月13日の連絡会では、東京都の実地検査について、東京都福祉保健局指導監査部指導第一課障害福祉サービス検査係より、平成24年度の指摘事項を中心に説明を受けた。また、計画相談の進捗状況について、区担当者より報告を受けた。

今後の活動については、従業者向け研修の継続実施、個別ケア会議事例の検討、居宅系事業者として障害福祉施策への積極的な提案をしていきたい。

(2) 施設系事業者連絡会報告

① 連絡会報告

第23回連絡会(1月8日)では、各事業所、相談支援事業所からの近況報告があり、区からは障害者支援区分への見直し、計画相談支援の推進、虐待の状況等について報告があった。

第24回連絡会(3月12日)では、各事業所、相談支援事業所からの近況報告、区からは虐待について報告があった。来期に向け、虐待防止について、利用者の高齢化についての各事業所の対応策、工賃アップの取組みについて等の検討をしたいとの意見が出された。

② 25年度活動報告

今年度は4回開催。参加事業所数が増加。虐待防止関係については毎回状況の把握に努めた。地域移行の促進については、東京都地域移行促進コーディネート事業の委託を受けている(福)愛成会の担当者から、事業の目的や内容、具体的取組みについて説明を受けた。情報の共有化等については、GH・CH・短期入所施設の新規開設を予定している事業所から情報提供を受けた。また、区から施設整備手法の一つとしての未利用国有地活用、障害支援区分への変更、計画相談支援の推進、共同生活介護(CH)と共同生活援護(GH)の一元化などの情報提供があった。

今後の活動としては、各事業所共通の課題に取り組んでいく。各事業所の得意分野や先進的な活動等を学び、共有していく。また、第4期中野区障害福祉計画の策定にも関わりを持っていく。

<意見交換概要>

- ・ CHとGHの一元化についての事業者向け説明会について詳細を知りたい。
- 区担当者より、東京都が3月24日に説明会を開催する予定。

5 第3期中野区自立支援協議会の活動報告書の作成について

(事務局)各部会の活動報告をそのまま自立支援協議会の活動報告とし、補足の資料を添えて協議会の報告書を作成する。

6 区からの報告事項について

(1) 災害時避難行動要支援者に対する支援体制強化の考え方について

地域支えあい推進室地域活動推進担当より、災害対策基本法改正による「災害時避難行動要支援者名簿」の作成について説明があった。対象者は高齢者、障害者のうち約30,000人。支援の度合いにより4段階に分かれる。また、名簿登載者の個別支援計画を策定する予定。

<意見交換概要>

- ・ 中野区として災害時に強いツイッターを活用して災害時に情報発信してほしい。
- ・ 個別支援計画作成者は約9,000人とその事だがどのような形で作成していくのか。
- 区担当者より、検討中であり開始時期も未定。職員が訪問して主旨を説明し、書類を渡して作成してもらうという流れになる。
- ・ 3.11後、施設でも緊急連絡網を整備したり、ヘルプカードを活用するなどして個々に必要な支援体制については把握できている所が多くなってきている。各市区町村共通の様式にしてもらえると事業者としては情報提供しやすい。

(様式1)

(2) 就労継続支援B型サービスの利用に係るアセスメントの実施について

(事務局) 就労継続支援B型事業所(以下、「B型」という)の利用時における就労移行支援事業所によるアセスメントについて説明があった(平成25年4月厚生労働省通知)。国は、「B型」の利用希望者のうちアセスメント対象者は、就労移行支援事業所でアセスメントを受け、就労能力について一般就労が可能かどうか見極めを行い、それが困難であると認められた場合に「B型」の利用をすることを原則としている。このように規定通りに運用することになる。中野区では平成26年4月から実施していく。

<意見交換概要>

- アセスメントを受けなければB型利用できないという事自体問題のある制度だ。就労移行にチャレンジしたい方には実施日数等について緩やかな設定にしてほしい。
- (区担当者) 送迎の問題等、家族の負担の面から判断し原則5日間と設定した。
- 精神障害者の就労について、企業と本人の間に入って顔の見える関係を作れるような支援してほしい。
- 相談支援部会報告にて意見があったが、相談支援事業所に期待されている業務ができていないように思う。全体会において、相談支援事業所の業務が滞りなく行われているのか検証していけないか。相談支援事業所に期待するものは大きい。
- 相談支援事業所に関しては毎回課題が上がっている。議論する場所が少なかった。次期に引き継いでいきたい。

7 その他

永田副参事、中村会長より挨拶

本日をもって第3期中野区自立支援協議会が終了となる。2年間の各委員の活動に対して感謝する。

備考